

平成29年11月29日

第428回白石市議会臨時会議案

目 次

第76号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第6号） （平成29年度白石市一般会計補正予算）	・・・	1
第77号議案	子育て支援・多世代交流複合施設整備工事請負契約の締結について	・・・	2
第78号議案	白石市商家資料館条例の全部を改正する条例	・・・	3

第 7 6 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 2 9 年度白石市一般会計補正予算（専決第 6 号）

（平成 2 9 年 9 月 2 9 日専決）

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日

白石市長 山 田 裕 一

第 7 7 号議案

子育て支援・多世代交流複合施設整備工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年白石市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 子育て支援・多世代交流複合施設整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 2 億 6, 4 0 6 万円 |
| 4 | 契約の相手方 | 仙台市青葉区五橋 1 - 4 - 3 0
大木建設株式会社東北支店
執行役員支店長 情野 広行 |

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日

白石市長 山 田 裕 一

第 7 8 号議案

白石市商家資料館条例の全部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市商家資料館条例の全部を改正する条例

白石市商家資料館条例（平成16年白石市条例第48号）の全部を改正する。

白石市温麺食文化伝承館条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、白石市^{うーめん}温麺食文化伝承館（以下「伝承館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 本市の優れた地場産品である白石温麺の文化を伝承し、もって食文化の継承と地域の活性化に資するため、伝承館を設置する。

2 伝承館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白石うーめんやまぶき亭	白石市城北町6番13号

（開館時間）

第3条 伝承館の開館時間は、午前11時から午後2時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第4条 伝承館の休館日は、毎週水曜日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（指定管理者による管理）

第5条 市長は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に伝承館の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食文化の継承及び地域の活性化に関する業務
- (2) 伝承館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
（指定管理者が行う管理の基準）

第7条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に伝承館の管理を行わなければならない。

（入館の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、伝承館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、施設の管理上特に必要と認められるとき

。

（損害賠償責務）

第9条 故意又は過失により施設等を毀損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の白石市温麺食文化伝承館条例第5条の規定による指定管理者の指定の手續等の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。